

昨年4月より、公共施設の指定管理者制度に基づき、各地区の公民館の運営をその地域のまちづくり協議会などへ委託しました。

各地区では、その地域の特色を生かした、住民の皆さん自らが中心となる公民館活動を行っています。

そこで、社会教育通信では各地区の公民館の特色ある活動を皆さんに紹介します。第1回目は越河公民館です。

活動の目標

「越河」という名の大家族。  
みんなで支え合う明るいまち　こすごう！

地域の個性をつくるまちづくり活動・・・越河公民館

越河公民館は、自治会、民生委員会など地域に関係する各種団体の代表者などで組織する越河地域振興会により運営されています。活動の目標を達成するために、「地域の特色あるまちづくり活動」、「学校・家庭・地域との連携活動」の2つを大きな柱として、さまざまな事業を展開しています。



恒例となった体育大会。▶年齢や性別を問わず参加できる競技がいっぱい！

地域の特色あるまちづくり活動

越河地区では、世代を超えた交流事業を毎年開催しています。その代表的な活動として、自治会対抗のソフトボール大会や体育大会があります。男女を問わずさまざまな年代の皆さんが参加できるようなルールや競技種目をつくりだし、



▲敬老会は手作りでアットホーム!!

年代を超えて地域の交流が深まる重要な行事となっています。

また、敬老会では地域全体が協力して手作りの運営を行うとともに、保育園の園児たちによる踊りや歌などのアトラクションを毎年開催して、大きな会場をアットホームな雰囲気に変えるなど、まるで大家族が集うかのような心のこもった敬老会を開催しています。

このほか、地域に残るさまざまな文化を子どもたちに知ってもらおうと、おじいちゃんやおばあちゃんを先生に「わら草履づくり」などの指導を行い、地域全体が家族のように支え合えるまちづくりの活動を行っています。

学校・家庭・地域との連携活動

青少年の健全育成を願って、2つの事業を行っています。1つ目は、小学校の児童と保護者を対象にしたウォークラリー「地区発見ウォーク大会」です。これは、学校・家庭・地域が協力する試みであるとともに、常に車で素通りしてしまう道も、友達や親子で歩くと意外な発見があり、地区の良さを改めて知ることができると大好評でした。

2つ目は、振興会が公民館活動を担うようになってから新しく始めた「おたのしみクリスマス会」です。小学校の体育館を使って、子どもも大人も一緒になってゲームなどを行い、楽しい笑い声であふれていました。

このように、子どもたちの喜ぶ顔を見ると、地域全体が元気になります。これからも学校・家庭・地域との連携活動を積極的に進めて、笑顔と笑い声が絶えない地域をつくっていききたいと思います。

「おたのしみクリスマス会」の感想は？

あゆか  
手塚 歩華さん（小学4年生）・博也くん（小学2年生）

初めてのクリスマス会だったのでとても楽しかったです。ゲームを4つやりました。特に面白かったのは「スキヤキゲーム」「時計ゲーム」「ビンゴゲーム」です。ビンゴで景品が当たったときはとてもうれしかったです。

ぼくは、2等が当たりました。今度は特賞を狙います。またぜったいやってほしいです。



◀青少年健全育成事業の地区発見ウォーク大会には、多くの親子が参加。地域の皆さんの協力で大成功。



おたのしみクリスマス会では、サンタクロースからのクリスマスプレゼントもあり、大いに盛り上がりました。

最後に、2年目となる18年度は今までの行事を見直しながら、公民館がもっともっと地区の皆さんの交流の場となり、地域全体で楽しんでもらえるような番組づくりを目指します。

そして、新しい事業としてスタートする越河独自の「子どもの居場所づくり」に頑張っており、みんなで支え合う明るいまちの実現を目指します。

☎越河公民館 ☎28-2101・☎28-2566

# 下水道使用料改定のお知らせ

☎都市整備課総務係 ☎22-1325

日ごろより、下水道事業にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当市の下水道事業は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を目指し、昭和50年から整備に着手し、昭和63年より供用を開始しています。

皆様にお支払いいただいています下水道使用料は、各家庭からの生活排水や事業所などの排水を処理する経費などに充てられています。

市としましては、効率的な管理運営を図りながら経費の節減に努めてきましたが、維持経費が年々増加し、現状のままでは健全な下水道事業の管理運営に支障をきたすことから、近隣市町の実態も考慮し、下記のとおり「下水道使用料」を改定させていただくことになりました。

なお、今回の改定は、農業集落排水処理施設使用料についても適用されます。

何とぞ、この旨をご理解いただき、使用者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

●実施時期　平成18年 4 月使用分から実施されます(新使用料による請求は平成18年 5 月分からです)。

●下水道使用料計算方法

(基本使用料+超過使用料)×1.05(消費税)＝請求金額(1円未満の端数切り捨て)

|                                         |            |  |                |
|-----------------------------------------|------------|--|----------------|
| ●月21㎡使用した場合の計算例 ※( )内は旧料金による使用料         |            |  |                |
| 基本使用料                                   | ：　10㎡      |  | 1,300円(1,200円) |
| 超過使用料                                   |            |  |                |
| ・ 11～20㎡                                | ：　10㎡×135円 |  | 1,350円(1,250円) |
| ・ 21～50㎡                                | ：　1㎡×150円  |  | 150円( 140円)    |
| 合　計                                     | 21㎡        |  | 2,800円(2,590円) |
| 請求金額　2,800円(2,590円)×1.05＝2,940円(2,719円) |            |  |                |

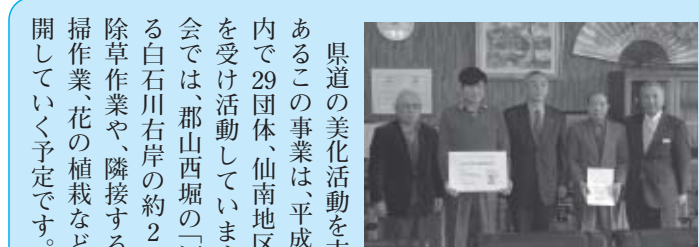
●下水道使用料金表

(消費税別)

| 区　分   | 排水汚水量           | 旧使用料   | 新使用料   |
|-------|-----------------|--------|--------|
| 基本使用料 | 10㎡まで           | 1,200円 | 1,300円 |
|       | 11㎡～ 20㎡(1㎡あたり) | 125円   | 135円   |
| 超過使用料 | 21㎡～ 50㎡(1㎡あたり) | 140円   | 150円   |
|       | 51㎡～200㎡(1㎡あたり) | 150円   | 160円   |
|       | 201㎡以上(1㎡あたり)   | 155円   | 170円   |

●汚水量別下水道使用料金額の比較

| 1カ月あたり現行の汚水量(㎡) | 現　　　行      |         |            | 改　定　後      |         |            |
|-----------------|------------|---------|------------|------------|---------|------------|
|                 | 使用料金額      | 消費税     | 請求金額       | 使用料金額      | 消費税     | 請求金額       |
| 10㎡             | 1,200円     | 60円     | 1,260円     | 1,300円     | 65円     | 1,365円     |
| 20㎡             | 2,450円     | 122円    | 2,572円     | 2,650円     | 132円    | 2,782円     |
| 30㎡             | 3,850円     | 192円    | 4,042円     | 4,150円     | 207円    | 4,357円     |
| 40㎡             | 5,250円     | 262円    | 5,512円     | 5,650円     | 282円    | 5,932円     |
| 50㎡             | 6,650円     | 332円    | 6,982円     | 7,150円     | 357円    | 7,507円     |
| 100㎡            | 14,150円    | 707円    | 14,857円    | 15,150円    | 757円    | 15,907円    |
| 200㎡            | 29,150円    | 1,457円  | 30,607円    | 31,150円    | 1,557円  | 32,707円    |
| 500㎡            | 75,650円    | 3,782円  | 79,432円    | 82,150円    | 4,107円  | 86,257円    |
| 1,000㎡          | 153,150円   | 7,657円  | 160,807円   | 167,150円   | 8,357円  | 175,507円   |
| 5,000㎡          | 773,150円   | 38,657円 | 800,807円   | 847,150円   | 42,357円 | 889,507円   |
| 10,000㎡         | 1,548,150円 | 77,407円 | 1,625,557円 | 1,697,150円 | 84,857円 | 1,782,007円 |



▲認定式での記念撮影



▲河川ふれあい農園近くに設置された看板

県道の美化活動を支援する事業の河川版であるこの事業は、平成15年4月から始まり、県内で29団体、仙南地区では7団体が既に認定を受け活動しています。白石川西堀農園愛護会では、郡山西堀の「河川ふれあい農園」のある白石川右岸の約200mの区間で、堤防の除草作業や、隣接するサッカークロムなどの清掃作業、花の植栽などボランティア活動を展開していく予定です。

1月19日、宮城県が管理する河川の周辺などのボランティアによる美化活動を支援する事業、「スマイルリバー・プログラム」のスマイルサポーターに、市内で初めて白石川西堀農園愛護会(大槻春男会長が認定されました。市役所で行われた認定式には、大槻会長ほか2名の会員の皆さんが出席。宮城県大河原土木事務所の太田所長より認定証が交付され、また、風間市長からは、「ふるさとの川をきれいにしてください。」と激励の言葉が贈られました。

ふるさとの川を美しく！  
「スマイルリバー・プログラム」  
スマイルサポーターに「白石川西堀農園愛護会」が市内で初めて認定されました